

尾張旭市監査公表第20号

平成28年3月31日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

健康福祉部健康課

| 監 査 の 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>1 保健福祉センター昇降機保守業務委託、非常用発電機保守業務委託、電気保安業務委託及び保健福祉センター管理業務委託において、予定価格書の作成が開札日の5日前または7日前となっている。予定価格書の作成は、秘密性、公正性を担保するため、開札実施の直近とすべきである。</p> <p>2 歯科健診委託料の返納通知書の発信者が課長となっている。また、通知書に発信番号の記載がない。尾張旭市文書取扱規程第19条、尾張旭市公印規程第3条及び公文例規程第12条第1号により庁外に発する場合の行政文書の発信者名は、市長の職・氏名とする必要がある。また、公文例規程第12条第1号により文書番号を記載する必要がある。</p> <p>3 地域医療連携推進事業において、補助金等交付申請書に添付されている予算書から尾張旭市地域医療連携推進事業補助金交付要綱別表1に定める補助対象経費が確認できなかった。適正な補助金交付事務を行うよう、補助対象経費が確認できる収支予算書の提出を求める必要がある。</p> | <p>1 予定価格書の作成は、開札実施の直前に改めます。</p> <p>2 尾張旭市文書取扱規程、尾張旭市公印規程及び尾張旭市公文例規程に基づいて、適正に処理します。</p> <p>3 補助対象経費が確認できる収支予算書の提出を求め、適正な補助金交付事務を行います。</p> |